

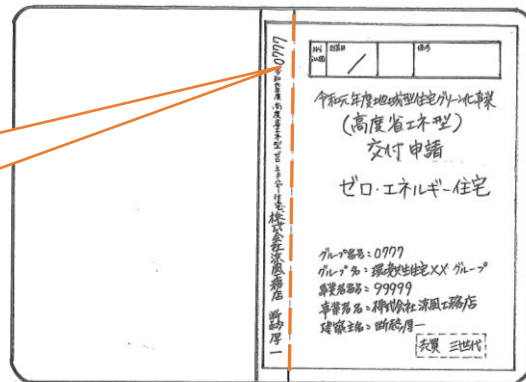
令和元年度地域型住宅グリーン化事業 高度省エネ型・ゼロエネ住宅

補助金交付申請書【ゼロ・エネルギー住宅・様式】の作成要領

- 1) 交付申請者が作成してください。但し、質疑応答はグループ事務局の担当者とのみ行います。
 - 2) 作成要領を参照の上 申請毎に**3部作成し、正1部と控え1部をグループ事務局へ提出してください。**
※残りの1部は交付申請者(施工事業者)の控えとして必ず保管してください。
グループ事務局の担当者とは、控えがあることを前提として、審査の質疑応答を行います。
- 注) 各様式の内、押印書類は必ず「**原本**」を提出してください。(カラーコピーは不可)
(請負用の共同事業実施規約は「**写し**」の提出になります。ご注意ください。)
- 3) 申請図書は、A4紙製2穴 フラットファイルに綴じて提出してください。(1住戸 1ファイル)
(リングファイルやバインダーは使用しないでください)
フラットファイルの表紙及び背表紙には、様式エクセルの中の「**表紙**」を
プリントアウトして糊付けしてください。(下图参照)
 - 4) 書類の大きさは原則としてA4とします。
設計図書(平面図、立面図等)の場合、**A3サイズ**とし、この場合はA4サイズに折ってください。
尚、A3の図面をA4に縮小するのは避けてください。
 - 5) 要求されていない書類は提出しないでください。
 - 6) 提出書類の一覧については様式エクセルデータのチェックシートをご活用ください。

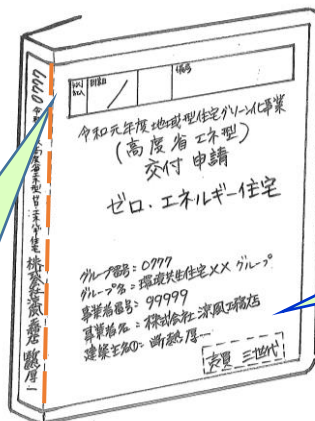
1住戸1ファイルとします

背表紙は**切り取らず**
背表紙～表面にかけて
繋げて紙を貼付けて下さい。
(— 山折り)



↑ 裏面
↑ 背表紙
↑ 表面

背表紙は**切り取らず**
背表紙～表面にかけて
繋げて紙を貼付けて
下さい。
(— 山折り)



必要事項は【様式2】
に入力すると**自動で**
表示されます。

原本提出
修正箇所がある場合、原本再提出となる為必ず記入をご確認ください。

事業者番号 **9 9 9 9 9**
申請日 **令和元 年 8 月 1 日**
令和元年度の事業者番号下5桁を記入してください。

令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助

必要な書類が整った日以降、グループ事務局に提出日を記入してください。

令和元年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和元年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅が本事業の要件やグループの共通ルールに適合していること、交付申請者及び対象住宅の建設に関する法令を遵守することに間違いありません。

なお、グループ代表者及び事務局担当者を申請代理人と定め、令和元年度地域型住宅グリーン化事業の採択通知書に記載のグループ番号を記入してください。続きに関する一切の権限を委任します。

採択通知書に記載のグループ番号を記入してください。

記 所属するグループ名を正確に記入してください。

1. 交付申請者

所属グループ番号 **0 9 9 9** 所属グループ名称 **環境共生住宅××グループ**

法人・個人事業主等の名称	株式会社涼風工務店	会社の代表者印・個人事業主の場合は実印
代表者氏名	床下 伝二	印
住所	東京都 新宿区揚場町●●◇△-00001	

適用申請書と同内容で記入してください。内容が変わる場合、計画変更の手続きを行ってください。

法人の場合は、会社の代表者印(代表者の個人印ではありません) 個人事業主の場合は、実印(印鑑登録証明書の提出が必要です)

2. 交付申請する契約形態

契約形態	建築主名① 物件名(売買の場合)	フリガナ ダンネツ コウイチ 断熱 厚一
<input checked="" type="checkbox"/> 請負契約(新築)		
<input type="checkbox"/> 請負契約(改修)	建築主名②	フリガナ ダンネツ アソコ 断熱 厚子
<input type="checkbox"/> 売買契約(新築)		

該当の項目にチェックを記入してください。

請負契約書の建築主が連名の場合、交付申請する建築主も連名としてください。

3. 補助事業の概要 (様式3のとおり)

4. 事業の完了日 (様式3のとおり)

5. 交付申請額・算出方法及び事業経費の配分(様式4のとおり)

(注意事項)

1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
2. 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共通)

対象住宅・建築物の概要

1. 工事請負契約の締結日

令和元年 5 月 8 日

請負契約物件のみ契約日を記入してください。
(売買物件は記入不要)

←請負契約の場合に記入

2. 事業の完了日

令和元年 12 月 20 日

事業完了(支払い全額精算かつ引渡し)日、または
完了実績報告提出期限のいずれか早い日を記入してください。
契約書に記載している完了日と相違してもかまいません。

3. 対象住宅の概要

建設地の地名地番	東京 都道府県 新宿区揚場町△△△-◇□□
建設地の地名地番	東京 都道府県 新宿区揚場町△△△-◇□□
契約書と表記が異なる理由	<input type="checkbox"/>
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 対象住宅の構造、階数、住宅の面積、用途、にチェックを記入してください。 住宅以外の用途との併用住宅の場合、BELS評価書は住宅部分のみで取得していただきます。
階数	地上 2 階 地下 0 階建
対象住宅の面積	125.66 m ² (少数点第三位以下切り捨て) ※インナーガレージや住宅以外の用途部分等の面積を除く
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅(インナーガレージ付) <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅

建設地の地名地番を記入して下さい。(住居表示の記載は不可です)

契約書の建設地と表記が異なる場合は、その理由を「その他」にチェック■を入れて記入して下さい。

対象住宅の構造、階数、住宅の面積、用途、にチェックを記入してください。
住宅以外の用途との併用住宅の場合、BELS評価書は住宅部分のみで取得していただきます。

三世代加算を申請する場合のみ、調理室等の数を記入してください。

4. 三世代同居対応住宅に設置する調理室等の数 (三世代同居加算を対象とする場合)

調理室 2 箇所 浴

BELS評価書は完了実績報告の際に提出してください。

下記に記入した計画性能から要件未達にならない程度の設計変更は問題ありません。
基準値ギリギリの計画をして、竣工までに不要な仕様変更・設計変更をしたこと
によって最終的に要件未達となることが懸念されます。
要件に対し、ゆとりのある計画をお願いします。

5. ゼロエネルギー住宅の性能

ランクアップ外	該当する地域区分を記入してください。	適用しない
該当する地域区分	4	地域
R0 太陽光を除くエネルギー	20	20
R 全体のエネルギー	100	100
UA 外皮平均熱貫流率	0.60	0.65
太陽光発電設備 システム容量	5.00	kw

交付申請時点のゼロエネルギー住宅の性能の概要として各数値を記入してください。
要件への適合欄で「不適」と表示される場合は申請できません。
計画の見直しを行って下さい。

計画性能	20	要件への適合	適
	100		適
	0.65		不適 申請不可

設置予定のシステム容量※を記入してください。 ※モジュールの容量

様式4

※見積書およびカタログ等の提出が必要です。

売買の場合は、「土地の代金」と「建物の代金」を分けて記入して下さい。

掛かり増し費用を算定して申請する場合に作成する様式です。

※**住宅・建築物の総賃**
＜掛かり増し費用の1/2での申請＞

<input type="checkbox"/> 請負契約(新築)	工事請負契約	円
<input type="checkbox"/> 請負契約(改修)	工事請負契約の契約額	円
<input checked="" type="checkbox"/> 売買契約(新築)	契約額のうち土地の代金	15,000,000 円
	契約額のうち建物の代金	20,000,000 円

様式2から自動反映

2.ゼロエネルギー住宅とするための掛かり増し費用算定(消費税抜き)

内訳を確認出来る見積書および高効率設備機器の仕様を確認出来るカタログを添付して下さい。

マニュアル第4章3.2表2を参考に補助対象工事費を記入して下さい。

断熱強化		仕様		
断熱強化	屋根・天井	〇〇〇ウール	100+100	円
	壁	〇〇〇ウール	100+ 〇〇ボード5	円
	床・基礎	〇〇ボード90 + 〇〇フォーム50		円
	開口部	〇〇〇〇		円
開口部		解体費(改修の場合に限る)		円
高効率設備機器	暖冷房設備	主たる居室	ヒートポンプ式温水床暖房 〇〇社(型番) 区	円
			同上施工費	円
		その他の居室	ルームエアコン 〇〇社(型番) 区	円
			同上施工費	円
	給湯	エコキュート 〇〇社(型番) 3.5		円
			同上施工費	円
高効率設備機器	換気	ダクト式第一種熱交換型換気設備 〇〇社(型番)		円
			同上施工費	円
	照明	LED照明一式(照明器具)		円
			同上施工費	円
その他	蓄電池		円	
	エネルギー計測装置		円	
	()		円	
	()		円	
通常の仕様の工事費				(小計) 7,740,000 円
※改修の場合、床面積の平方メートルに、通常の仕様の工事費を算出し比較することも可能です。				
住宅部分の床面積 180.00 m ² × 15,000円 =				2,700,000 円
※その他の補助金の交付を受ける場合、当該補助金の原資に国庫を含む場合は、その補助対象を掛かり増し費用に算入できません。国庫を含まない場合は補助金額分を補助対象の単価から差し引いてください。				(F) 5,040,000 円

【その他の補助金の交付を受ける場合】
●「その他の補助金」の原資に国庫を含まない場合
その他の補助金の対象となる項目の工事費から「その他の補助金」の額を差し引いた金額を掛かり増し費用に計上してください。

※地方自治体の補助金であっても原資に国庫を含んでいる場合があります。必ず当該地方公共団体に確認してください。

●住宅部分の床面積を記入してください。
●本事業で必要としている性能で建設する費用から、通常の住宅の仕様相当として、住宅部分の床面積(1.5万円/m²)分が差し引かれ、掛かり増し費用となります。

請負・改修で申請の方で、通常の仕様の工事費を算出し掛かり増し費用と比較したい方は、**事前に実施支援室までご相談下さい。**

3.補助額及び掛かり増し費

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認	OK
高度省エネ型(ゼロエネルギー住宅)	125 万円 (E) (5万円単位)	(F)/10000(単位調整)×1/2= 252 ≥ 125 万円(E)	
地域材加算額	20 万円 (10万円単位)	掛かり増し費の確認 地域材加算額は主要構造部の過半において、地域材を使用するによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である	
三世帯同居加算額	万円 (40万円単位)	三世帯同居加算額は、三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である	
交付申請額	145 万円		

補助額がゼロエネ住宅とする建設工事費の1/10以内の額であることを確認して下さい。

加算を使用する場合、加算額(地域材・三世帯)の掛増し費用相当額がそれぞれ1/2以下であることを確認しチェック■を記入して下さい

交付申請額を確認して下さい。

様式4-2 ※請負契約による新築住宅の場合にのみ可能な申請方法です

請負契約書に記載の契約額(税抜き)を記入してください。

補助対象となる経費の1/10で申請する場合に作成する様式です。
対象住宅の経費(その2)
 <補助対象となる経費の1/10での申請>

<input checked="" type="checkbox"/> 請負契約(新築)	工事請負契約の契約額 (A)	35,000,000 円
様式2から自動反	<input type="checkbox"/> 掛かり増し費用の1/2で申請します。見積書およびカタログを添付します。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象となる経費の1/10で申請します。	
<input type="checkbox"/> 請負契約(改修)	工事請負契約の契約額 (A)	
<input type="checkbox"/> 売買契約(新築)	契約額のうち 土地の代金 円	契約額のうち 建物の代金 (A) 円

この欄に「」を記入して申請方式を選択してください。

マニュアル第4章3.2表1-1を参考に補助対象外工事費を記入してください。

※調整値引きのマイナス計上は出来ません。

2. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳(消費税抜き)

補助対象外工事費 項目	工事費
1 用地費、地盤改良工事、解体工事費、外構工事、ウッドデッキ等	5,200,000 円
2 インナーガレージ・店舗部分等	0 円
3 昇降機、煙突、アンテナ、屋上緑化等	0 円
4 屋外給排水工事(浄化槽等含む)、屋外ガス設備工事、幹線引込み工事	500,000 円
5 分離して購入できるもの(カーテン、ベレットストーブ、家具等)	200,000 円
6 設計料、工事監理費、各種申請費、保険費、調査費	450,000 円
7 太陽光発電設備	2,000,000 円
8 その他 (利益排除)	3,500,000 円
9 その他	円
10 その他	円
補助対象外工事費 合計	11,850,000 円 (B)

太陽光発電設備が分離発注、リースに該当する場合はを記入してください。

3. 他の補助事業の補助金

国庫を含まない補助金の額	500,000 円 (C)
--------------	---------------

対象住宅において国の補助金が含まれていない補助制度を活用した場合は、その補助額を記入して下さい。

4. 補助対象工事費の算出

補助額が掛かり増し費用相当額の1/2以下であることを確認し記入して下さい。	(C)	22,650,000 円 (D)
---------------------------------------	-----	------------------

5. 補助額及び掛かり増し費

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認
高度省エネ型(ゼロエネルギー住宅)	140 万円 (E) (5万円単位)	(D)/10000(単位調整)×1/10= 226 ≥ 140 万円 (E)
地域材加算額	20 万円 (10万円単位)	掛かり増し費の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金額は建設工事費のうち、ゼロ・エネルギー住宅にすることによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である
三世帯同居加算額	万円 (10万円単位)	<input type="checkbox"/> 地域材加算額は主要構造部の過半において、地域材を使用することによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である <input type="checkbox"/> 三世帯同居加算額は、三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費用相当額の1/2以内の額である
交付申請額	160 万円	

補助額がゼロエネ住宅とする建設工事費の1/10以内の額であることを確認して下さい。

加算を使用する場合、加算額(地域材・三世帯)の掛増し費用相当額がそれぞれ1/2以下であることを確認しチェックを記入して下さい。

交付申請額を確認してください。

対象住宅・建築物の着工前の現地写真

採択日以降の着工前の写真

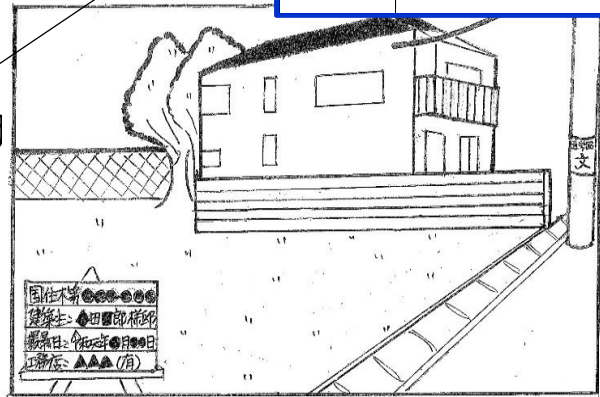
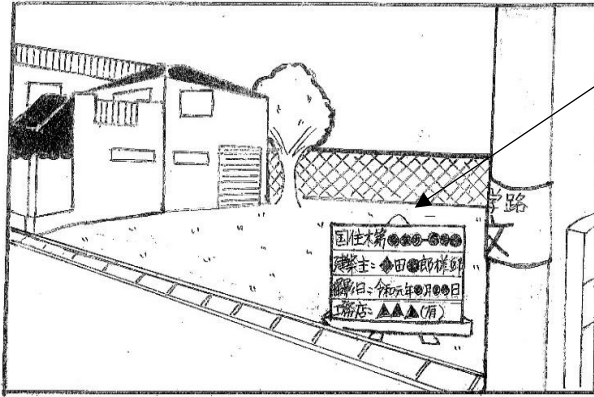
使用する配分類の採択通知の番号※	国住木 第	●●	—	999	号
------------------	-------	----	---	-----	---

① 敷地写真はカラーとし、予定される完成写真と同じアングルで敷地と周辺の建物等を写真を採択通知日以降の着工前に撮影すること。

国住木第 ●● — 999	
建築主	断熱 厚一
撮影日	2019年7月〇〇日
交付申請者 (施工事業者)	株式会社〇〇涼風工務店

看板の見本

良い撮影

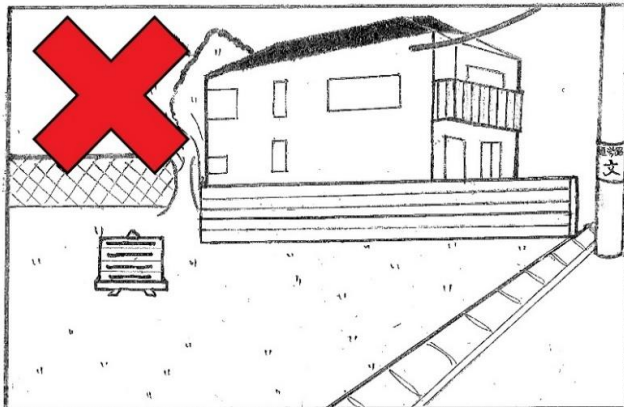


撮影した写真方向を配置図にマーカーを使用して記入してください

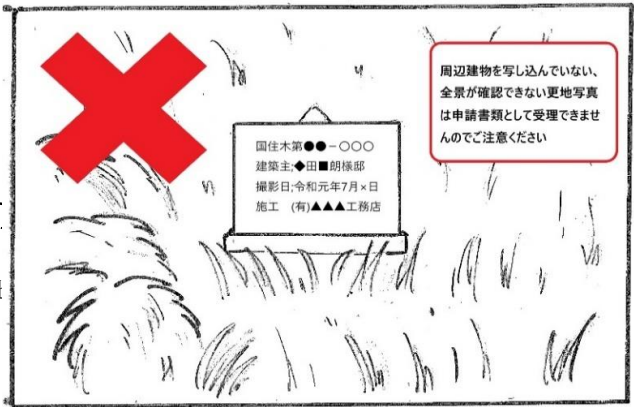
信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア

アプリ名		バージョン	
------	--	-------	--

悪い撮影



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。



周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

原則、電子黒板は使用不可
「マニュアル第1章4.3現地の写真撮影」及び「マニュアル第1章別紙1」を参照ください。

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア			
アプリ名		バージョン	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

令和元年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業(以下「事業」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれが事業に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ハ)の

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国庫補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をな運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡う。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土

(ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をし

(ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に加処理し、それが公表されること

(ヘ) 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

(イ) 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

(ロ) 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

(申告)

第2条 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

(イ) 平成28年度以降の事業において、補助金の返還を求めたこと(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社

(ハ) について関係会社等に該当する場合は、

対応方法により何れかをチェックしてください。

2 前項の場合、甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約の締結後、事業の進行状況について、相互に報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

(消費エネルギー量調査への協力)

第6条 甲は、本事業の進捗状況について、一次エネルギー消費量(電気、都市ガス、LPG、灯油、重油他)を調査し、調査結果を乙に提出するものとする。

(アンケート・ヒアリング)

第7条 甲は、本補助金の交付を受けたとき、実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

令和元年7月31日 【乙】の所属グループ名 環境共生住宅××グループ

【甲】建築主 住所 氏名 印 氏名 印

【甲】は工事請負契約書と同じ印または実印(印鑑登録証添付)を使用してください。甲が3名以上の場合は余白を用いて記名、押印してください。

【乙】交付申請者 住所 名称 代表者 乙の印：様式2と同一印 印

【乙】は交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。令和元年度 地域型住宅グリーン化事業(高エネルギー型)

< 請負契約用 > 写しを提出

建築主、交付申請者の記名・押印により二通作成し、実施支援室には「**交付申請者の写し**」を提出してください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上提出となりますのでご注意ください。

第2条 (イ) (ロ) (ハ) について甲、乙がそれぞれチェックして申告してください。

甲が複数の場合は、何れかの者が申告内容に該当する場合に有り、または該当するをチェックしてください。

【申告】

	甲(建築主)について		乙(施工業者)について	
(イ)	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り※	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する※	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する
(ハ)	甲(建築主)、乙(交付申請者)の関係について			
	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する(三者見積を提出)※	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する(原価による申請)※	

※内容に該当する場合は(イ)は「有り」、(ロ)(ハ)「該当する」にチェックしてください。補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、一切の意義を申し立てないものとする。

乙の受領に至るまでの手続きを共同で行う。

締結日は**工事請負契約日以降かつ**、**交付申請日以前**としてください。

所属するグループ名を正確に記入してください。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

令和元年度地域型住宅グリーン化事業に関する協定書

断熱 厚一 様邸 新築工事

甲の建築主名を正確に記入してください。
※複数の場合は代表となる一名

< 請負契約用 > 写しを提出

分離発注工事がある場合に締結してください。
交付申請者以外の施工事業者全てについて
それぞれ作成し提出していただきます。

建築主、交付申請者、交付申請者以外の施工
事業者の記名・押印により三通作成し、実施
支援室には「交付申請者の写し」を提出して
ください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上提
出となりますのでご注意ください。

第1条 (目的)

甲、乙及び丙は、令和元年度地域型住宅グリーン化事業
を提供する。

第2条 (本事業の代表者)

第2条

分離発注によって複数の施工事業者が本工事を行うた
なって施工事業者に関わる本事業の要件を満たす。

2 本事業に関する諸手続き等については、甲、乙及び丙
乙が行うものとする。また甲及び丙は乙の求めに応じて手

(要件等の確認)

第3条

甲、乙及び丙は、本事業に対する補助金(以下、「本補
交付対象の要件に合致することを確認する。甲、乙及び丙
手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲、乙及び丙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ト)

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、
金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物について甲は、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な
運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年
数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう)しよ
うとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これは補助対象外の設備・
部材であっても、要件に係わるものすべてに適用されること

(ニ) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補
助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務
事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人
特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(ホ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査
が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り
消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(ヘ) 甲、乙及び丙は、本事業の手続きに使用する書類、本補助事業で行われるアンケート等について、すみやかに準備
し、協力して行うこと

(ト) 本協定書内に定めのない項目については、甲と乙にて締結された「令和元年度地域型住宅グリーン化事業 共同事業
実施規約」に準拠すること

(申告)

第4条

甲及び丙は、交付規程により制限される
(ロ)及び(ハ)については、丙にはその役員

(イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交
付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと。

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、及び暴力団又
は暴力団員との不適切な関係がないこと。

(ハ) 甲丙の関係が交付規程
対方法により何れかをチェックしてください。

2 前項の申告内容に虚偽
た、交付された本補助金
この場合、三者見積を提出するか、様式4にて

3 甲及び丙が、第1項に
利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。
責任を負うこととする。

甲乙及び丙は、補助金
て、本協定書を3通作成し、それぞれ保管するものとするともに、乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

第2条 (イ) (ロ) (ハ) について丙が
チェックして申告してください。

		丙について	
(イ)	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り	
(ロ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する	
甲丙の関係について			
(ハ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 しない	<input type="checkbox"/> 該当する(三者見積)	<input type="checkbox"/> 該当する(設計原価)

令和 元 年 7 月 30 日

グループ名 環境共生住宅××グループ

【甲】建築主

住所 東京都新宿区軽子坂●●●-△
△○○□

氏名 断熱 厚一

住所 東京都新宿区軽子坂●●●-△
△○○□

氏名 断熱 厚子

【乙】施工事業者(交付申請者)

住所 新宿区揚場町●●●◇△-00001

名称 株式会社涼風工務店

代表者 床下 伝二

甲、乙の印：様式6と同一印

【丙】施工事業者(分離発注先)

住所 東京都新宿区揚場町◇△-9999999

名称 株式会社◎太陽光工務店

代表者 太陽 光太郎

丙の印：法人代表者印または実印

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

令和元年度 地域型住宅グリーン化事業(高エネ型)

売買

令和 元 年 7 月 30 日

< 売買契約用 > 原本を提出

交付申請者の記名・押印により作成した原本を実施支援室に提出してください。

記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上提出となりますのでご注意ください。

所属するグループ名を正確に記入してください。

グループ名 環境共生住宅××グループ

交付申請者

住所 新宿区揚場町●●◇△-00001

名称 株式会社涼風工務店

代表者 床下 伝二

交付申請書(様式2) 様式2と同一印

印

グリーン化事業共同事業実施による誓約書

本事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けること及び本誓約書の内容に従って補助事業を実施するものとして届け

出ます。

(要件等の確認)

第1条 交付申請者は、要件に反する事項があることを知った場合すみやかにグループ事務局に通知する義務を負う。

- 2 交付申請者は、以下の(イ)から(チ)の全ての事項について、了解したものとする。
 - (イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること
 - (ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること
 - (ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。)について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
 - (ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
 - (ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
 - (ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
 - (ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
 - (チ) 交付申請者がグループ事務局や実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

第2条 交付申請者は、交付規程により制限される事項については、その役員等(実質的に経営)者等と連携し、第2条(イ)(ロ)について無について申告する。なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営)者等と連携し、第2条(イ)(ロ)についてチェックして申告してください。

- (イ) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)
- (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

【申告】

(イ)	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り
(ロ)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当する

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする。

(共同実施規約の締結等)

第3条 交付申請者は、買主が決定次第、買主とすみやかに共同実施規約を締結し、交付申請者は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行なう。

(補助金の還元)

第4条 交付申請者は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元する。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に補助事業者に送付される「額の確定通知書」に記載されている額